

## 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）の素案および意見・情報の募集について

### 1. 計画の性格

#### 【第二種特定鳥獣管理計画】

鳥獣保護管理事業計画に即して知事が定める任意計画。獣種ごとに定め、本計画のもと各種対策を推進。生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画

### 2. 計画策定の趣旨

農山村部を中心にイノシシによる農林業被害が増大し、農産物等に深刻な影響を及ぼしている。このため、農林被害を引き起こすイノシシに関して、個体数調整、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施し、適切な施策によって棲み分けを行うことを基本的な方向性とする。

現行の第1次計画が、平成29年3月末をもって終了することに伴い、引き続き対策を進めるため、5年間の次期計画を策定するもの。

### 3. 策定の経過

#### (1) 環境・農水常任委員会

平成28年10月5日 検討状況の報告  
12月15日 素案の報告

#### (2) 滋賀県環境審議会

平成28年6月2日 滋賀県環境審議会への諮問  
6月～11月 滋賀県環境審議会自然環境部会において議論（3回）  
滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画検討会（2回）  
11月10日 滋賀県環境審議会答申

#### (3) 市町、関係機関、関係団体

平成28年9月～10月 説明会および協議、意見照会

### 4. 今後の予定

平成28年12月22日 県民政策コメント（募集開始）  
平成29年1月22日 県民政策コメント（募集締切）  
3月 環境・農水常任委員会報告  
（県民政策コメントの実施結果および県計画案について）  
滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）の公表

# 滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画（第2次）（素案）の概要

## 現 状

### 分布状況等

#### ○ 分布状況

- 市街地を除くイノシシの分布可能な地域にはほぼ全て分布。

#### ○ 生息環境

- 現在のイノシシの生息地は、主として森林やその周辺の耕作放棄地、放置竹林等であるが、行動域が変化しており、イノシシの分布は拡大しつつあると考えられる。

#### ○ 生息状況

- 生息密度指標の傾向等から、個体数は横ばい傾向であると考えられる。

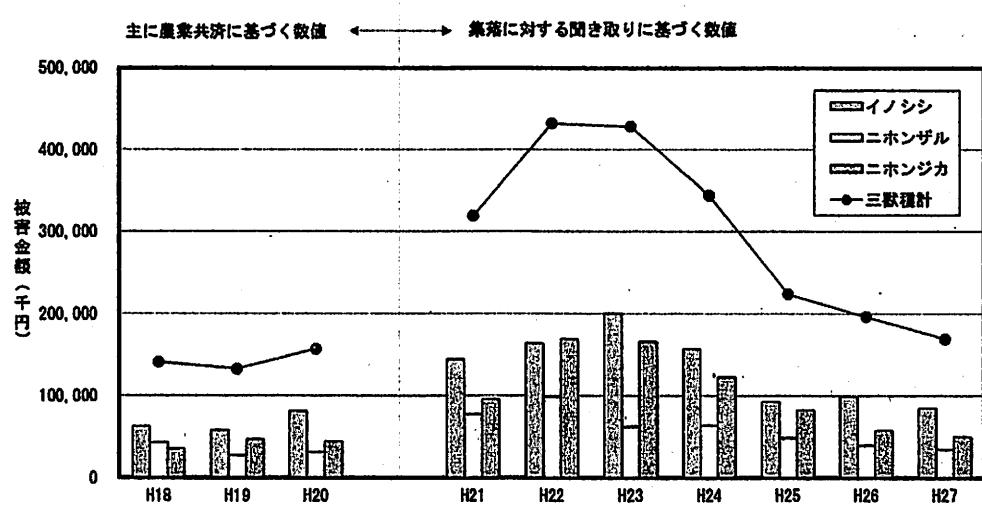
#### ○ 被害状況

- イノシシによる農林業被害は減少しているが、主な野生獣の中でも高い状況にある。
- 作物別に見ると、水稻の被害が最も多い。（被害金額 95%）
- 農林業被害に止まらず、人身被害を引き起こしたり生活環境被害を引き起こしたりしている。

#### ○ 捕獲の状況

- 平成 27 年度 約 4,228 頭（有害鳥獣捕獲 約 2,752 頭 狩猟捕獲 約 1,476 頭）
- 有害鳥獣捕獲の割合が増加している。

### 主な野生獣による農作物被害金額



### 第1次計画による目標の達成状況

- 第1次計画では、農作物被害面積および農作物被害金額を平成 22 年度比で 35% 減少させるとしていた。以下のとおり、いずれも目標を達成することができた。

	平成 22 年度	平成 27 年度	減少率
農作物被害面積	366ha	117ha	68.0%
農作物被害金額	164,178 千円	84,749 千円	48.4%

## 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日まで

## 計画の実施区域

県全域

## 管理の目標

### ◇長期的目標

農作物被害面積および農作物被害金額を減少させ、人とイノシシの軋轢を緩和する。

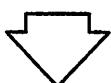
## 計画のポイント

### 1 施策の基本的な考え方

イノシシは農林業被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが可能な動物である。そのため、個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施することにより、できるだけ速やかに農作物被害面積および農作物被害金額を平成27年度より30%減少させる。(目標達成後も農作物被害面積および農作物被害金額のさらなる減少を目指す。)

#### 個体数管理

- ・目撃効率や捕獲効率の傾向や、環境省の公表結果などから、これまで増加傾向にあったイノシシの個体数は概ね横ばいの傾向へと変化してきているものと推測され、今後減少させるためには、捕獲数の維持・増加が必要であると考えられる。



- ・イノシシの生息動向を総合的に判断し、個体数が増加する傾向が認められた場合は捕獲圧を高めるなど、科学的知見に基づいて個体数管理の方向性を修正する「順応的管理」を行う。
- ・農地や集落に被害をもたらす加害個体や被害防除対策での被害軽減が難しい集落等において重点的に有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・県内全域で狩猟の開始日を前倒しする。【狩猟期間：11月1日から3月15日まで】

#### 【第1次計画】

11月15日～3月15日

ニホンジカ・イノシシ以外の獣種

11月15日～2月15日



#### 【第2次計画】

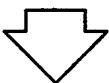
11月1日～3月15日

ニホンジカ・イノシシ以外の獣種

11月15日～2月15日

#### 被害防除対策

- ・防護柵の整備を進めるとともに、設置の効果を最大限発揮できるよう、柵周辺の刈り払いや破損箇所の点検などを行う。
- ・集落、農地および農地周辺がイノシシにとって魅力のない場所となるよう、イノシシの餌資源となるものを極力排除する。
- ・耕作放棄地や放置竹林を適正に管理し、身を隠すことのできるやぶについては適期に刈り払いを実施する。



- ・柵の維持管理を含め集落環境点検などの手法を活用しながら、地域が主体となり、集落や地域ぐるみで被害防除対策を進める。

#### 生息環境管理

- ・人工林については、循環利用を目指す森林と多面的機能の持続的発揮を目指す森林に区分し、特に手入れが進まない人工林については、環境林の整備も行う。
- ・天然林については、生物多様性の保全に配慮した森林づくりとして、松食い虫被害林や放置された里山林を中心に、地域の特性に応じた整備を行う。